

# 所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書(損失申告用)付表 (東日本大震災の被災者の方用)(令和4年分以降用)の書き方

税務署

- この説明書は、令和4年分以降に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)の規定により、雑損失又は純損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、『令和\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)(令和4年分以降用)』(以下「付表」といいます。)を使用する場合の、その記載方法について説明しています。
- 各欄の記入に当たっては、この説明書のほか、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)』(以下「手引き」といいます。)をご覧ください。
- 付表は、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。
- 変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失がある場合には、税務署にお尋ねください。
- 付表は、申告書第一表・第二表、第四表(一)・第四表(二)と一緒に提出してください。

## 1 震災特例法における雑損失又は純損失の繰越控除の特例の概要

### (1) 雑損失の繰越控除の特例

東日本大震災(以下「大震災」といいます。)により住宅や家財などについて生じた損失について、その損失が生じた年分において雑損控除を適用した結果、雑損失の控除不足額が生じた場合で、一定の条件に当てはまるときは、その大震災により生じた雑損失の金額(以下「特定雑損失の金額」といいます。)については、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

### (2) 純損失の繰越控除の特例

大震災により事業用資産等について生じた損失について、その損失が生じた年分において生じた純損失の金額のうち、大震災による被災事業用資産の損失の金額は、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

なお、平成23年において生じた純損失の金額については、保有する事業用資産等の価額の合計額に占める大震災による事業用資産の損失の金額の割合が10分の1以上である方は、次に掲げる純損失の金額を翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

イ 青色申告者の場合 平成23年において生じた純損失の金額

ロ 白色申告者の場合 平成23年において生じた被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

## 2 「3 翌年以後に繰り越す損失額」

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額(④-⑤)	
	山林以外	営業等・農業	山林	土盛り及び地盤の強化	東日本大震災	23・3・11	5,000,000	500,000	⑥
うち 棚卸資産震災損失額								⑥'	
うち 固定資産震災損失額								⑥''	4,500,000
不動産		山林			・	・			⑥
	うち 固定資産震災損失額						⑥'		
山林	山林			・	・			⑥	
		うち 固定資産震災損失額					⑥'		

※ 大震災に関連する一定のやむを得ない支出(災害関連支出)について、大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したのも対象とみなされます。

なお、上の記載例は、上記の場合に該当し、本年分(申告年分のことをいいます。以下同じです。)災害関連支出をしたときのものです。

記入に当たっては、まず、「被災事業用資産の損失額」の各欄から記入します。

### (1) 「被災事業用資産の損失額」⑥～⑥'欄

イ 青色申告者の場合

申告書第四表の⑧⑩欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合には、その被災事業用資産の損失額などについて必要な事項を⑧④から⑧⑥'欄に記入します。

なお、「うち棚卸資産震災損失額」⑧④'欄には、⑧④欄の金額のうち棚卸資産について大震災により生じた損失の金額(大震災に関連する一定のやむを得ない支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)を記入し、「うち固定資産震災損失額」⑧④'、⑧⑤'又は⑧⑥'欄には、⑧④、⑧⑤又は⑧⑥欄の金額のうち不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産について大震災により生じた損失の金額(大震災に関連する一定のやむを得ない支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)をそれぞれ記入します。

ロ 白色申告者の場合

申告書第四表の⑧⑩欄が赤字で「1 損失額又は所得金額」の⑧⑥又は⑧⑦欄の赤字のうちに被災事業用資産の損失額がある場合は、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を上記イに準じて⑧④から⑧⑥'欄に記入します。

(2) 「青色申告者の損失の金額」⑧①、⑧①'欄

青色申告者の損失の金額	被災純損失以外の純損失金額	⑧①	円
	被災純損失金額	⑧①'	△4,500,000
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑧②	
変動所得の損失額		⑧③	

記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額が⑧④' + ⑧④'' + ⑧⑤' + ⑧⑥'の金額より多い場合又は同じ場合  
「被災純損失金額」⑧①'欄には⑧④' + ⑧④'' + ⑧⑤' + ⑧⑥'の金額を、「被災純損失以外の純損失金額」⑧①欄には、手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額から⑧①'欄の金額を差し引いた額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑧①欄には「0」を、「被災純損失金額」⑧①'欄には手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額を記入します。

(3) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」⑧⑦、⑧⑦'欄

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑦	円
	被災純損失金額	⑧⑦'	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額が⑧⑥'欄の金額より多い場合又は同じ場合  
「被災純損失以外の純損失金額」⑧⑦欄には、手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額から⑧⑥'欄の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額」⑧⑦'欄には⑧⑥'欄の金額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑧⑦欄には「0」を、「被災純損失金額」⑧⑦'欄には手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

(4) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」⑧⑧、⑧⑧'欄

山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑧	
	被災純損失金額	⑧⑧'	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額が⑧④' + ⑧④'' + ⑧⑤'の金額より多い場合  
「被災純損失以外の純損失金額」⑧⑧欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額から⑧④' + ⑧④'' + ⑧⑤'の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額」⑧⑧'欄には⑧④' + ⑧④'' + ⑧⑤'の金額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑧⑧欄には「0」を、「被災純損失金額」⑧⑧'欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

3 「4 繰越損失を差し引く計算」

(1) 「㉑前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄

手引きに従い、前年分までの所得から引ききれなかった5年前、4年前、3年前、2年前及び前年の各年分の純損失や雑損失の金額を前年分の申告書第四表(二)や、『所得税及び復興特別所得税の\_\_申告書(損失申告用)付表』(以下「前年分付表」といいます。)などから転記します。転記に当たっては、金額の頭部に△を付さずに記入します。

なお、「E \_\_年(前年)」欄の記入に当たっては、次によります。

① 「\_\_年が青色の場合」の「被災純損失以外の損失」欄

イ 「山林以外」欄 前年分付表の㉑欄のうち、山林以外の所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

ロ 「山林」欄 前年分付表の㉑欄のうち、山林所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

② 「\_\_年が白色の場合」欄

イ 「変動所得の損失」欄 前年分付表の㉑欄の金額を転記します。

ロ 「被災事業用資産の損失」欄

i 「山林以外」欄 前年分付表の㉑欄の金額を転記します。

ii 「山林」欄 前年分付表の㉑欄の金額を転記します。

③ 「被災純損失(青・白)」欄

イ 青色申告者の場合 前年分付表の㉑'欄の金額を①に準じて記入します。

ロ 白色申告者の場合

i 「山林以外」欄 前年分付表の㉑'欄の金額を転記します。

ii 「山林」欄 前年分付表の㉑'欄の金額を転記します。

④ 「雑損失」欄

イ 「特定雑損失以外の雑損失」欄

前年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失以外の雑損失の金額」㉑'欄の金額を転記します。

ロ 「特定雑損失」欄

前年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失の金額」㉑'欄の金額を転記します。

(2) 「㉒本年分で差し引く損失額」の各欄

手引きに従い、前年分までの所得から引ききれなかった5年前、4年前、3年前、2年前及び前年の各年分の純損失や雑損失の金額を本年分の所得の黒字から差し引く計算をします。

なお、被災純損失の金額や特定雑損失の金額以外の純損失や雑損失の金額が3年前の年分において生じた場合には、これらの金額は、4年前の年分において生じた被災純損失金額や特定雑損失の金額よりも先に差し引く計算をします。

4 繰越損失を差し引く計算				整理番号	一連番号
年分	損失の種類		㉑前年分までに引ききれなかった損失額	㉒本年分で差し引く損失額	㉓翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(注)
A 29年 (5年前)	純損失 雑損失	被災純損失(青・白)	2,245,000	2,245,000	
		山林以外 山林			
B 30年 (4年前)	純損失 雑損失	被災純損失(青・白)	750,000	750,000	1,325,000
		山林以外 山林	2,030,000	705,000	
C 1年 (3年前)	純損失 雑損失	1年が青色の場合			
		被災純損失以外の損失			
		山林以外 山林			
		1年が白色の場合			
		変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
D 2年 (2年前)	純損失 雑損失	被災純損失(青・白)	600,000	0	600,000
		山林以外 山林			
E 3年 (前年)	純損失 雑損失	2年が青色の場合			
		被災純損失以外の損失			
		山林以外 山林			
		2年が白色の場合			
		変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
F 4年 (前年)	純損失 雑損失	被災純損失(青・白)	400,000	0	400,000
		山林以外 山林			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
特定雑損失以外の雑損失					
特定雑損失					
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			㉑		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			㉒		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			㉓		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			㉔		
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額					
特定雑損失以外の雑損失の金額			㉕		
特定雑損失の金額			㉖		

付表（二）の「④前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄において該当する欄及び損失を差し引く順序は次のとおりです。

① 「A \_\_年（5年前）」、「B \_\_年（4年前）」

イ 特例対象純損失金額（※）「被災純損失（青・白）」の「山林以外」・「山林」欄

ロ 特定雑損失の金額 「特定雑損失」欄

※ 特例対象純損失金額とは、震災特例法により損失の生じた年の翌年以後5年間にわたり繰り越すことができる純損失の金額をいいます。

② 「C \_\_年（3年前）」、「D \_\_年（2年前）」及び「E \_\_年（前年）」

イ 特例対象純損失金額 「被災純損失（青・白）」の「山林以外」・「山林」欄

ロ 特定雑損失の金額 「特定雑損失」欄

ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額

i 青色申告者の場合 「青色の場合」の「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄

ii 白色申告者の場合 「白色の場合」の「変動所得の損失」・「山林以外」・「山林」欄及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄

ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「特定雑損失以外の雑損失」欄

上記①、②に掲げた④の各欄の金額を本年分の所得の黒字から差し引く計算は、次の順序で手引きに従い差し引きます。

①「A \_\_年（5年前）」イ及びロ →②「C \_\_年（3年前）」ハ及びニ →①「B \_\_年（4年前）」イ及びロ  
 →②「D \_\_年（2年前）」ハ及びニ →②「C \_\_年（3年前）」イ及びロ →②「E \_\_年（前年）」ハ及びニ  
 →②「D \_\_年（2年前）」イ及びロ →②「E \_\_年（前年）」イ及びロ

(3) 「⑤翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(④-⑥)」の各欄

「B \_\_年（4年前）」の各欄、「C \_\_年（3年前）」の「被災純損失（青・白）」の「山林以外」・「山林」欄、「C \_\_年（3年前）」の「特定雑損失」欄、「D \_\_年（2年前）」の各欄及び「E \_\_年（前年）」の各欄の「⑤翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(④-⑥)」には、「④前年分までに引ききれなかった損失額」から「⑥本年分で差し引く損失額」を差し引いた金額を記入します。

#### 4 「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	
特定雑損失以外の雑損失の金額	⑨③ 円
特定雑損失の金額	⑨③ 円

翌年以後に繰り越される本年分において生じた雑損失の金額のうち、特定雑損失以外の雑損失がある場合には「特定雑損失以外の雑損失の金額」⑨③欄に、特定雑損失がある場合は「特定雑損失の金額」⑨③欄にその金額を記入します。